

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条第2項の規定により、令和4年9月30日付け秋おぼこ営発第72号の秋田おぼこ農業協同組合 代表理事組合長 小原 正彦からの申出を承諾したので公告する。

- 秋田おぼこ農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）から秋田県農地中間管理機構（農地中間管理機構）への農地売買等事業に係る権利及び義務の承継の概要

別紙のとおり

令和4年10月4日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了



(別 紙)

番号	利用権を設定している者		利用権の設定を受けている者		農用地等の所在地	面積 (㎡)
	氏名	住所	氏名	住所		
1	原 太郎	大仙市	農事組合法人 ニューファーム秋田	仙北郡美郷町	大仙市板見内字千刈田283番 他1筆	5,890.00
2	原 陽子	大仙市	農事組合法人 ニューファーム秋田	仙北郡美郷町	大仙市板見内字長仙寺47番1 他2筆	4,394.00